

令和8年度おかやまスポーツ大会開催支援事業実施要領

1 事業の目的

少子化の進行や学校部活動の地域展開、国民スポーツ大会の少年成績等を踏まえ、岡山県内で開催される主に中学生以上を対象とするスポーツ大会の運営を支援することにより、審判員や指導者など競技に関わる人材の育成を含む岡山県の競技力向上や地域クラブ活動の充実を図ることを目的とし、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）等の規定に基づき、予算の範囲内でおかやまスポーツ大会開催支援補助金（以下「開催支援補助金」という。）を交付し、大会の運営に要する経費の一部を助成します。

2 補助対象事業の要件

開催支援補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすもののうち、知事が特に認めるスポーツ大会を開催する事業ですが、事業着手日が属する年度の3月31日までに完了する事業に限ります。

①岡山県内を主会場として開催され、主に中学生以上（小学生以下の一部参加は可とする。）を対象とする西日本規模（※）の大会、全国大会又は世界大会であること。

※次の地域のうち、少なくとも3地域以上のチーム・選手を対象とする大会

- ・近畿地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- ・中国地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- ・四国地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- ・九州地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

②公益財団法人岡山県スポーツ協会に加盟する競技団体又はその上位団体（以下「競技団体」という。）が主催又は主管（以下「主催等」という。）する大会であること。（ただし、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が主催する大会を除く。）

③スポーツを「する」「みる」「ささえる」の観点から、県民参加が期待できる大会であること。

④政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的とする大会でないこと。

⑤大会の開催に当たり、岡山県から他の補助金等の交付を受けていないこと。

⑥次のいずれかに該当すること。

ア 国民スポーツ大会の正式・特別競技又は五輪（夏季・冬季）の正式種目に係る大会は、補助対象経費の額が150万円以上であること。

イ 上記ア以外の大会は、補助対象経費の額が75万円以上であること。

3 補助対象者（補助事業者となる者）

開催支援補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者です。ただし、前年度に開催支援補助金の交付を受けてい

る大会は除きます。

- ①補助対象事業を主催等する競技団体
- ②補助対象事業を主催する実行委員会
- ③その他補助対象事業を主催等するもので、知事が適当と認めた者

ただし、上記にかかわらず、補助対象者の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が次のいずれかに該当するときは、開催支援補助金の交付を受けることができません。

- ①暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ②暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- ③暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 補助対象経費、補助額等

補助対象経費は、大会の運営に要する経費ですが、次の経費は補助対象外であり、また、市町村から交付を受ける負担金、補助及び交付金の額を差し引いた額とします。

- ①食糧費（弁当代、飲料水代等）
- ②宿泊費のうち、朝食・夕食などの食事代
※朝食代・夕食代と宿泊料金を区別できない場合は、宿泊料金を含む全てを補助対象外とします。
- ③備品購入費

また、補助額等については、次のとおりです。

	区 分	補助対象経費の額	1回当たりの補助額
ア	国民スポーツ大会の正式・特別競技又は五輪（夏季・冬季）の正式種目に係る大会	150万円以上	50万円
イ	上記ア以外の大会	75万円以上	25万円

5 補助対象期間

開催支援補助金の交付決定日から令和9年3月31日までとします。

（※補助の対象は、開催支援補助金の交付決定額に係る通知日以降の支出です。）

6 申請方法

開催支援補助金の交付を希望する場合は、令和8年4月23日（木）必着で「大会開催支援申請書」（様式第1号）をメール又は郵送により提出してください。

※補助対象事業の選考・決定（下記7参照）の結果、補助見込額が予算額に達しないときは、追加で募集する場合があります。

7 開催支援大会の選考・決定

開催支援補助金の交付を受けることができる大会（以下「開催支援大会」という。）は、県が設置する選考委員会において補助対象事業の内容等を総合的に判断して選考し、知事が決定します。

なお、大会開催支援申請書の提出者には、6～7月を目途に結果をお知らせします。

8 補助金の交付決定、額の確定、支払等

開催支援大会に決定された補助対象者については、開催支援補助金の交付を申請していただき、審査後、速やかに交付決定を通知します。

また、事業完了後、実績報告書による審査を行い、補助金の額を確定した後、一括して補助金を支払います。

9 提出先・問合せ先

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県環境文化部スポーツ振興課競技力向上班

電 話：086-226-7467（直通）

F A X：086-225-0260

メール：sposhin@pref.okayama.lg.jp

県ホームページ（スポーツ振興課）：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/24/>

(様式第1号)

年 月 日

岡山県環境文化部スポーツ振興課長 殿

申請者 住 所
名 称
代 表 者
(職・氏名)

大会開催支援申請書

令和8年度に開催するスポーツ大会については、岡山県の競技力向上や地域クラブ活動の充実が図られる事業でありますので、おかやまスポーツ大会開催支援事業の補助対象事業として支援が受けられるよう関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書 (別紙1)
- 2 収支予算書 (別紙2)
(※補助対象経費の内訳が確認できるものも添付してください。)
- 3 誓約書 (別紙3)
- 4 確認書 (別紙4)
- 5 開催する大会の概要が分かるもの (大会要項、大会日程表など)
(※開催実績がある大会は、直近の大会に係る内容が確認できるもの (パンフレット等) も添付してください。)

(事務担当者)

職・氏名	
電話番号	
E-mail	

事業計画書

1 大会の概要

(記入する項目以外は、該当するもの全てに○又はレ印を付けてください。)

名 称						
目 的						
開 催 期 間	年 月 日 () ~ 月 日 ()					
主 会 場	名 称			所在地		
主 催 者 等	主催者			主管者		
大会の種類	世界大会 ・ 全国大会 ・ 西日本規模の大会					
直近の大会における参加選手	中学生 ・ 高校生 ・ 大学生 ・ その他 ()					
	選手の数	小学生以下	名	選手の割合	小学生以下	%
		中学生・高校生	名		中学生・高校生	%
		上記以外	名		上記以外	%
		計	名		(※小数点以下切捨て)	
<input type="checkbox"/> 見込み	※初めて開催する大会は、左の□にレ点を付け、見込みで記入すること。					
岡山県内における開催状況	初めて開催する大会					
	過去に開催したことがある大会		(直近の開催年度： 年度)			
競技等の区分	国スポ・五輪	国民スポーツ大会の正式・特別競技				
		五輪(夏季・冬季)の正式種目				
	上記以外					
補助対象経費見込額	0 円 (① — (② ~ ⑤))					
	(① 大会の運営に要する経費	:		円)	
	(② 食糧費	:		円)	
	(③ 宿泊費のうち、朝食・夕食などの食事代	:		円)	
	(④ 備品購入費	:		円)	
(⑤ 市町村から交付を受ける負担金、補助及び交付金	:		円)		

2 事業の概要

次の①～⑦について、具体的な内容を記入してください。

①大会に向けて、県内選手の競技力向上を図る取組（合同練習会など）

〔

〕

②大会に県内の選手・チームが多く参加できる仕組み（地域枠など）

〔

〕

③大会に向けて、県内の審判員等を新たに増やす取組

〔

〕

④大会開催中における小・中学生を対象とした交流活動（体験会、イベントなど）

〔

〕

⑤大会を観戦する県民を増やす取組（小・中学生対象の無料招待、特別席設置など）

〔

〕

⑥地域の人々が大会に参加できる取組（ボランティアでの支援、郷土ブースの設置など）

〔

〕

⑦その他の取組

若手審判員等が経験を積む場となるような取組、大会開催に係る県民への広報での工夫などがあれば、自由に記入してください。

〔

〕

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	内 訳
補 助 金		岡山県 (おかやまスポーツ大会開催支援補助金)
合 計	0	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	内 訳
合 計	0	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

団 体 名

代表者 職・氏名

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆 太 殿

所 在 地

名 称

役 職 名
氏 名

印

※裏面も御確認ください。

【記入時の注意事項】

- ・所在地、名称、役職名及び氏名欄には、事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

(4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(3)～(5)略

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(7)・(8)略

(暴力的要求行為の禁止)

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略

確 認 書

申請に際して、補助対象事業が次の要件に該当することを確認します。
 (※該当する項目の□にレ印を入れてください。)

補助対象事業に係る要件	
1	岡山県内を主会場として開催され、主に中学生以上（小学生以下の一部参加は可とする。）を対象とする西日本規模の大会、全国大会又は世界大会であること。 □
2	公益財団法人岡山県スポーツ協会に加盟する競技団体又はその上位団体（以下「競技団体等」という。）が主催又は主管（以下「主催等」という。）する大会であること。（中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が主催する大会を除く。） □
3	スポーツを「する」「みる」「ささえる」の観点から、県民参加が期待できる大会であること。 □
4	政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的とする大会でないこと。 □
5	大会の開催に当たり、岡山県から他の補助金等の交付を受けていないこと。 □
6	次のいずれかに該当すること。（※該当する方にレ印を入れてください。）
ア	国民スポーツ大会の正式・特別競技又は五輪（夏季・冬季）の正式種目に係る大会は、補助対象経費の額が150万円以上であること。 □
イ	上記ア以外の大会は、補助対象経費の額が75万円以上であること。 □

令和 年 月 日

団 体 名

代 表 者
職・氏名
